〔箋注倭名類聚抄四燈火具〕按、鑽卽鑽錐、訓岐利、鑽錐穿物訓岐留、求火者、堅木作鑽錐、以鑽柏木版、如鑽錐穿木、則得出火、故名比岐利、柏木名比乃岐、以是也略○中原書聖行品、北本因鑽下有因手因乾牛糞六字、南本作因手因乾草五字、此節文、注五字、疑後人所加、非源君舊文、按、說文、鑽所以穿也、卽鑽錐字、以爲火鑽者轉注也、

〔令義解五軍防〕凡兵士、○略中每五十人、火鑽一具、熟艾一斤、

〔儀式二〕踐祚大嘗祭儀上

神祇官差卜部三人、申官差遣紀伊淡路阿波等國、監作由加物、○略中阿波國○略中鉋二枚、火鑽三枚、並令忌部及潛女等量程造備、

〔儀式三〕踐祚大嘗祭儀中

先祭七日鎮大嘗宮齋殿地、○略中燒灰率造酒童女參進、童女始鑽木燧、次稻實公鑽出火、次燒灰吹火、次子弟以松明炬之、○略中卯日○略中時刻悠紀主基共發、自齋場詣大嘗宮、悠紀自宮城東路、主基自西路、共南行、其行列也、○略中次木燧一荷、納自筥二合、吳竹爲筩、覆以綠纈、結以木綿、以布纏維之、其上插賢木、擔丁一人、部領左右一人相夾、

〔古事記上〕水戶神之孫櫛八玉神爲膳夫、獻天御饗之時、禱白而櫛八玉神化鵜入海底、咋出底之波邇、此二字以音作天八十毘良迦此三字以音而、鎌海布之柄作燧臼、以海蓴之柄作燧杵、而鑽出火云、○略下

〔古事記傳十四〕和名抄に、火鑽和名比岐利、燧和名比宇知とあり、凡て火を出すに、打と切との異あり、中卷倭建命段に、以其火打而打出火とある、是打火にて尋常の如し、又上代より忌て清くする火は皆鑽出すことにて、火打をば用ひず、火切を用ふ、是いかなる故にか其意は知がたし、然るを木より出るは陽火、金より出るは陰火なる故なりなど云は、例の取るに足らぬ漢意なり、今に至るまでも大神宮の御饌炊く火などは然なり、故に伊勢國にては、必し切り出されども、別に忌清めたる火をば切火といふなり、玉葉月輪兼實公の記錄に、神宮之習不用火打用火切と見えたり、さて伎留と云は、輾磨ると本同言なるべし、今俗には毛美火とも云り、靈異記に、鑽岐里又母美とあれば、古より毛